

健生食輸発1210第1号  
令和7年12月10日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(中国産にんにくのベンフラカルブ)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号（最終改正：令和7年12月9日付け健生食輸発1209第1号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところである。

今般、中国産にんにくのモニタリング検査において残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願ひする。

記

1. 別表第2への追加

- ・中国産にんにく及びその加工品（簡易な加工に限る。）のベンフラカルブ

2. 別表第3への追加

- ・中国産にんにく及びその加工品（簡易な加工に限る。）のベンフラカルブ（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「ANQIU CHENGXING FOODSTUFF CO., LTD.」又は「LAIWU YONGQING FOOD CO., LTD.」であるものに限る。）